

平成 29 年第 2 回玉城町議会定例会会議録（第 1 号）

- 1 招集年月日 平成 29 年 3 月 8 日（水）
2 招集の場所 玉城町議会本会議場
3 開 議 平成 29 年 3 月 8 日（金）（午前 9 時 00 分）
4 出席議員 （13 名）
1 番 中村 長男 2 番 山口 和宏 3 番 竹内 正毅
4 番 中西 友子 5 番 前川さおり 6 番 小林 豊
7 番 井上 容子 8 番 北川 雅紀 9 番 北 守
10 番 坪井 信義 11 番 中瀬 信之 12 番 風口 尚
13 番 奥川 直人

5 欠席議員 なし

6 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	小林 一雄	教 育 長	田間 宏紀
会計管理者	前田 浩三	総合戦略課長	林 裕紀	総務課長	中村 元紀
税務住民課長	北岡 明	教育事務局長	中西 元	生活福祉課長	西野 公啓
産業振興課長	中世古憲司	建設課長	東 博明	上下水道課長	中西 豊
病院老健事務局長	田村 優	老健施設所長	藤川 健	総務課長補佐	里中 和樹
生活福祉課長補佐	見並 智俊	監 査 委 員	中村 功		

7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 田中 孝佳吉

8 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸報告
第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第 5 議案第 2 号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について
第 6 議案第 3 号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
第 7 議案第 4 号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第 8 議案第 5 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第 9 議案第 6 号 町税条例等の一部改正について
第 10 議案第 7 号 玉城町まちをきれいにする条例の一部改正について
第 11 議案第 8 号 定住自立圏形成協定の変更について
第 12 議案第 9 号 平成 28 年度玉城町一般会計補正予算（第 5 号）

- 第13 議案第10号 平成28年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 第14 議案第11号 平成28年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)
- 第15 議案第12号 平成28年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第3号)
- 第16 議案第13号 平成28年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第17 議案第14号 平成28年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第18 議案第15号 平成28年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第19 議案第16号 平成28年度玉城町病院事業会計補正予算(第1号)
- 第20 議案第17号 平成28年度玉城町水道事業会計補正予算(第2号)
- 第21 議案第18号 平成28年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)
- 第22 議案第19号 平成28年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 第23 議案第20号 平成29年度玉城町一般会計予算
- 第24 議案第21号 平成29年度玉城町国民健康保険特別会計予算
- 第25 議案第22号 平成29年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第26 議案第23号 平成29年度玉城町山村振興事業特別会計予算
- 第27 議案第24号 平成29年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算
- 第28 議案第25号 平成29年度玉城町介護保険特別会計予算
- 第29 議案第26号 平成29年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算
- 第30 議案第27号 平成29年度玉城町病院事業会計予算
- 第31 議案第28号 平成29年度玉城町水道事業会計予算
- 第32 議案第29号 平成29年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算
- 第33 議案第30号 平成29年度玉城町下水道事業会計予算

◎開会の宣告 (9時00分開議)

○議長(中瀬 信之) ただいまの出席議員数は、13名で定足数に達しております。

よって、平成29年第2回玉城町議会定例会を開会します。

開会にあたり、町長より定例会招集の挨拶があります。

町長 辻村修一君

○町長(辻村 修一) 平成29年第2回玉城町議会定例会の開会にあたりまして、町政運営に関する基本的な考え方及び主要な施策の概要の一端を申し述べ、議員の皆さまをはじめ、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

まず、昨年を振り返りますと、熊本県をはじめ全国各地で発生した地震災害、台風や集中豪雨等による風水害が多くありました。災害は、いつ起きても不思議ではなく、明

日は我が身と思い、危機感を持って備えておかなければなりません。今一度、原点に立ち返り、町民の皆様の、安全・安心な暮らしのためになすべきことは何かを見つめ直し、日々の業務に取り組んでまいります。

次の5月には先進国首脳会議、伊勢志摩サミットが開催され、各国首脳のランチに玉城豚ロース肉を使用した山椒焼きが提供されました。養豚農家の優れた飼育方法、品質が高い評価を受けたことは大変喜ばしいことであります。また、京セラドキュメントソリューションズ株式会社、美和ロック株式会社が拡張を続けられており、今後も玉城のみならず三重県南部地域の発展に大きな影響が生じるものと考えております。

さて、新年度予算は、「第5次玉城町総合計画の後期基本計画」、及び「玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地方創生事業に掲げる各々の事業を積極的に進めてまいります。また、限られた財源を重点的かつ効率的に配分し、持続可能な町政運営を行うっていくため、健全財政運営を堅持していくことを基本に編成いたしました。

まず、「ふるさとに誇りを持ち、住み続けられるまちづくり」では、だれもが住み続けられる玉城町であり続けるため、安心して子どもを産み育てられる地域、職場づくりを進め、次の世代の玉城町を担う子どもたちが健やかに育ち、ふるさとに誇りを持てる教育を推進します。

新たな取り組みとして、町内で初めての病後児保育の開始、乳幼児訪問のさらなる強化、退院直後の母子に対する心身ケアや育児サポート実施、新生児聴覚検査への補助開始、また不妊症治療費補助対象者の拡大・英語コミュニケーションの強化、町営プールの修繕、保育所・小学校・中学校備品の充実を考えております。

次に、「みんなが健康で、ともに支え合う安全・安心なまちづくり」では、安全・安心な玉城町であり続けるため、まずは近隣でお互いに助け合い、支え合う地域をめざすとともに、玉城町の保健福祉医療基盤を活用して自ら健康管理ができるまちをめざします。

新たな取り組みについては、元気づくりシステムのキャンパス化、避難所等への公衆無線ラン環境の整備、伊勢市消防署玉城出張所の耐震診断、高齢者に係る交通事故防止対策の推進を考えております。

次に、「産業のバランスを保ち、地域経済と雇用が安定したまちづくり」では、優良農地を守りながら、後継者の育成に努め、品質の高い農産物づくりによって、農業所得の向上をめざします。また、優良企業の立地や拡充を促すとともに、企業・商店の経営の安定化を図ります。

新たな取り組みについては、食料自給力向上対策助成事業の強化作物にエゴマの追加、国県が行う農山漁村の資源を活用したビジネス、6次産業化講座受講者への支援・玉城町商工会と連携した創業支援、郵便局の窓口広告を利用したふるさと納税PRを考えております。

次に、「環境と共生し、持続的に発展できるまちづくり」では、美しい田園景観と文

化資源を生かし、持続可能な玉城町であり続けるため、地域の自然や歴史的文化財を守り、ひいては環境にやさしい生活様式や循環型の地域社会づくりなどにより、地球環境にも配慮したまちをめざすとともに、住民生活や産業活動を支える都市基盤を維持向上させます。

主な取り組みについて、城跡石垣・玄甲舎の修復、町をきれいにする運動の取組強化、空家等対策計画のための調査を進めます。

最後に、「協働のもとで進める効率的なまちづくり」では、玉城町にかかわる住民、団体、企業、行政がそれぞれの役割を發揮しつつ、住民がそれぞれに活躍できるまちをめざして、玉城町をより良いまちにしようという意識・意欲をより一層高め、その意識を共有しながら、積極的な参加と協働によるまちづくりを進めます。

行政においては、住民、団体、企業等の主体的な活動を支援し、まとまりのあるまちの特性を生かした質の高い、きめ細かな行政サービスを提供しつつ、時代の変化に合わせて柔軟に対応できる行政組織を構築します。また、持続可能なまちの経営に向けて、財源の確保に努めつつ、必要なものに重点投資する財政運営を進めます。

主な取り組みについては、地域を元気にする活動を応援し、人と人との「つながり」を大切にして、地域振興や交流の場づくりなどの、活動を支援して参ります。

以上、「第5次玉城町総合計画・後期基本計画」の基本構想に沿った考え方の一端を申し述べさせていただきましたが、議員各位ならびに町民のみな様方のご理解ご協力を心からお願いいたしまして、平成29年第2回玉城町議会定例会開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

○議長（中瀬 信之） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

9番 北 守君 10番 坪井 信義君

の2名を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（中瀬 信之） 次に、日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

今期、定例会の会期は、本日から3月17日までの10日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は、本日から3月17日までの10日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先日配布しました会期日程案のとおりですので、ご了承願います。

◎日程第3 諸報告

○議長（中瀬 信之）次に、日程第3 諸報告をします。

監査委員から、報告第1号 平成28年11月分ないし平成29年1月分に関する例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配布しました。

以上で、諸報告を終わります。

◎議案の上程

○議長（中瀬 信之）次に、日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一） 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。人権に関する課題が複雑化し、年々住民のニーズは多様化しております。人権意識は普及してまいりましたが、今なお、自分の人権のみを主張し、他人の人権を顧みない風潮が見受けられます。

現在、人権擁護委員として、活動していただいております。濱田 一夫氏の任期が、平成29年6月30日をもって満了となりますが、人格、識見共に適任と考え、引き続き同氏を人権擁護委員として、法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。なお、補足説明は省略させていただきます。

○議長（中瀬 信之）提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認め、質疑を終了します

本案については、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

これから、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり推

薦することに同意の方は起立願います。

(起立全員)

「起立全員」です。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

○議長(中瀬 信之) 次に、日程第5 議案第2号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について、ないし日程第10 議案第7号 玉城町まちをきれいにする条例の一部改正についてを一括議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長(辻村 修一) 議案第2号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の改正により第26条が追加されました。これに伴い、第2条に準用条文の追加、及び21条の条ずれを改めるため、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第3号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正に伴い、職員の介護休暇等を改めるため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、総務課長から説明させます。

次に、議案第4号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、育児休業の対象とする子の範囲を拡大、及び取得要件の緩和がされたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、総務課長から説明させます。

次に、議案第5号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、農業委員会等に関する法律の一部改正による農業委員会制度の改正に伴い、農業委員および農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償を定めるため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、産業振興課長から説明いたさせます。

次に、議案第6号 町税条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法等の一部改正等に伴い、法人町民税率の引下げ、軽自動車税の環境性能割の導入時期の変更に伴う改正、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る規定の整備を行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、税務住民課長から説明させます。

次に、議案第7号 玉城町まちをきれいにする条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、まちの美化活動を一層進め、清潔で美しいまちづくりを推進するため、条文に愛玩動物を加えるとともに、飼い主の責務を拡大し、快適な環境を確保するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村 元紀

○総務課長（中村 元紀） 所管いたします2議案について補足説明をさせていただきます。まず、議案第3号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。議案書及び新旧対象表のほうで説明させていただきます。

新旧対象表の2ページをご覧くださいと思います。第2条において、任期付短時間職員についての勤務時間を定めてございます。第3条第4項1号におきましては、この定義を追記してございます。

3ページをお願いいたします。第10条の4では、深夜勤務及び時間外勤務の制限を定めていますが、今回3歳に満たない子どもがある職員についても適用しようとするものでございます。

13条では休暇の種類に介護時間を追加してございます。

17条におきましては6ヶ月の期間に3回まで分割して取得ができるように改正してございます。

4ページお願いいたします。17条の2では勤務時間について3ヵ年の期間内に1日2時間を越えない範囲で、取得することができるように改正をしておるものでございます。

また、第3項におきましては、この分につきましては給料からの減額措置を行うことと定めてございます。

19条においては、勤務時間においても任命権者の承認を受けなければならないと定めてございます。

なお、議案書、附則におきまして施行期日、第2条につきましては経過措置、第3条には規則への委任を定めてございます。

次に議案第4号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。新旧対照表の5ページをご覧くださいと思います。第2条におきましては、子どもが2歳になるまでの雇用が予定されている職員とありますものを1歳6ヶ月までということで、要件を緩和してございます。

養子縁組、里親等を第2条の2として追加してございまして、現行の第2条の2を第2条の3に、第2条の3を第2条の4に1条ずつ、条をずらしてございます。

6ページお願いいたします。6ページにつきましては、部分休業に介護時間などを追加したものでございます。また附則において、施行期日を平成29年4月1日と定めてございます。以上簡単ですが、補足説明とさせていただきます。宜しくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中瀬 信之) 産業振興課長 中世古 憲司君

○産業振興課長(中世古 憲司) 議案第5号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

本案は農業委員会等に関する法律の一部改正による農業委員会の制度の改正に伴い、玉城町農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬を定めようとするものでございます。両委員の報酬については、新制度において、活動実績及び成果実績に応じて配分するようにしなければならないこととされているため、同条例を改正するものでございます。

議案補足資料、条例の新旧対照表の8ページをご覧ください。改正前の農業委員会会長及び農業委員の年額報酬を9万1800円から、7ページをご覧ください。7ページの別記1の年額報酬をそれぞれ基本給9万1800円、能率給70万2924円以内で町長が定める額とするものです。以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。宜しくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(中瀬 信之) 税務住民課長 北岡 明君

○税務住民課長(北岡 明) 議案第6号 町税条例等の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。この改正につきましては、地方税法の一部が改正され本条例の一部を改正するものであります。補足資料 条例改正新旧対象表の9ページ、条例改正議案21ページをご覧ください。

まず、第1条といたしまして、町税条例の一部改正ですが、附則第7条の3の2の改正内容は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン減税措置)が平成33年12月31日まで2年半延長される適用期限が延長されることの規定でございませう。

次に、第2条、町税条例等の一部を改正する条例の一部改正で、この条例改正につきましては、町条例第21号として平成28年6月議会で承認をいただいた条例の改正となります。昨年、国の施策であった消費税増税の実施を見越し、改正いたしました消費増税が延期となったために再度改正をいたすもので、第1条では平成29年4月1日

から法人町民税の法人税割を 9.7%から 6.0%に、軽自動車税の環境性能割の導入及び軽自動車税の種別割への名称変更を行うとしていたものを行わないようにするものがあります。

次に、第 18 条の 3、納税証明事項の改正内容は、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する規定を削除いたすものです。

次に、第 19 条、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金の改正内容は軽自動車税の環境性能割に係る部分を削除いたすものです。

次に、第 34 条の 4、法人税の税率の改正内容は、法人税割の税率が引下げられる規定を削除いたすものです。

新旧対照表 10 ページから 13 ページで第 80 条から第 91 条まで、軽自動車税の環境性能割及び種別割に係る部分の削除。

新旧対照表 13 ページから 14 ページにかけて附則第 15 条の 2 から附則第 15 条の 4 についても、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収等の特例等を削除いたすものです。

次に、附則第 16 条の改正内容は、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）が平成 29 年度まで 1 年延長されたことに係る規定の整備となります。

新旧対照表 15 ページ第 1 条 2 第 1 条の 2 では、平成 31 年 10 月 1 日から法人町民税の法人税割を 9.7%から 6.0%に、また、軽自動車税の環境性能割の導入及び軽自動車税の種別割への名称変更を行うものです。

第 18 条の 3、納税証明事項の改正内容は、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する規定の整備です。

次に第 19 条、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金の改正内容は、延滞金の除算期間に係る改正に、環境性能割の申告納付を追加したものです。

次に、第 34 条の 4 法人税の税率の改正内容は、法人税割の標準税率及び制限税率が引下げられることに伴う規定の整備です。

次に、第 80 条、軽自動車税の納税義務者等の改正内容は、軽自動車税の体系の改正で自動車取得税の廃止に伴う軽自動車税の環境性能割の導入及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備です。

条例改正議案は 21 ページ下段から 22 ページで第 81 条、軽自動車税のみなし課税の改正内容は、所有権留保の車両においては所有者でなく買主を納税義務者とみなす旨の規定であり、加えて、販売業者等が製造等により取得し、車両番号の指定を受けた場合は、軽自動車の取得者とみなして環境性能割を課する旨の規定の創設です。

新旧対照表 16 ページをご覧ください。第 81 条の 2、日本赤十字社が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲の改正内容は、日本赤十字社の所有する軽自動車等を非課税とする規定でございます。

次に、第 81 条の 3、環境性能割の課税標準の改正内容は、環境性能割の創設に際し

て課税標準を規定したものでございます。

条例改正議案は24 ページ第81条の4、環境性能割の税率の改正内容は、環境性能割の税率について規定するものでございます。

次に、第81条の5、環境性能割の徴収の方法の改正内容は、環境性能割の徴収の方法についての規定であり当分の間、県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により賦課徴収を行う法規定の新設に伴う条文整備です。

次に、第81条の6、環境性能割の申告納付の改正内容は、法規定の新設に伴う条文整備で環境性能割の申告納付についての規定でございます。

次に、第81条の7、環境性能割に係る不申告等に関する過料の改正内容は、法規定の新設に伴う環境性能割に係る不申告等に関する過料についての規定です。

次に、第81条の8、環境性能割の減免の改正内容は、環境性能割の減免について、当分の間、県知事が減免を行うとした規定でございます。

次に、第81条の9、商品であって使用しない軽自動車に課税しない旨の規定でございます。

次に、第82条、種別割の税率、第83条、種別割の賦課期日及び納期、第85条、種別割の徴収の方法の改正内容は、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備でございます。

条例改正議案は25 ページ下段から第87条、種別割に関する申告又は報告、第88条、種別に係る不申告等に関する過料、第89条、種別割の減免、第90条、身体障害車等に対する種別割の減免、第91条、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等のこれらの改正内容は、現行の軽自動車税が種別割に又、環境性能割が新設されたことに伴う規定の整備を行うものでございます。

条例改正議案は26 ページ中段から附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の方法の改正内容は、環境性能割の創設に際して賦課徴収の特例を定める規定で、当分の間、県が自動車税の環境性能割の例により行う旨の規定でございます。

次に、附則第15条の3、軽自動車税の環境性能割の減免の特例の改正内容は、環境性能割の創設に際して減免の特例を定める規定で、県知事が自動車税の環境性能割の減免する自動車に相当するものとして減免を行う規定でございます。

次に、附則第15条の4、軽自動車税環境性能割の申告納付の特例の改正内容は、環境性能割の創設に際して申告納付の特例を定める規定で、第81条の6の申告納付については、町長とあるのは、県知事とするものでございます。

次に、附則第15条の5、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付の改正内容は、環境性能割創設に際して、町は県が事務を行うための費用として徴収取扱費の交付について定めるものでございます。

条例改正議案は27 ページ附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の改正内容は、環境性能割創設に際して税率の特例を定めるものです。

次に、附則第 16 条、軽自動車税の種別割の税率の特例の改正内容は、法律改正にあわせた改正で重課の規定でございます。

次に、附則第 16 条第 2 項から第 4 項の改正内容は軽自動車税のグリーン化特例の規定を削除するものでございます。

次に、改正附則第 1 条の改正内容は、法人税割の税率引下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴う施行期日の変更です。平成 29 年 4 月 1 日を平成 31 年 10 月 1 日に変更いたすものです。新旧対照表 20 ページ、条例改正議案は 28 ページで改正附則第 2 条の 2 の改正内容は、町民税に関する経過措置で、第 34 条の 4 の規定は平成 31 年 10 月 1 日以降の事業について適用し、それ以前は従前の例によるとしています。

新旧対照表 21 ページで、改正附則第 3 条の 2 の改正内容は、軽自動車税に関する経過措置で軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更となったことに伴う軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の 1 年延長に係る経過措置の新設です。次に、改正附則第 4 条の改正内容は、軽自動車税に関する経過措置で、軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更となったことに伴う適用年度の変更になります。環境性能割の導入時期を、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日に、種別割の導入時期を平成 29 年度から平成 32 年度に変更いたすものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野 公啓君

○生活福祉課長（西野 公啓） 議案第 7 号 玉城町まちをきれいにする条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。条例改正議案 29 ページ及び、議案補足資料の条例改正新旧対象表 22 ページをご覧ください。本条例は平成 10 年に制定をしておりますけれども、その後の生活形態の変容による定義及び犬だけに限らず、愛玩動物等の飼い主の責務について、拡大をするとともに町民が一体となって美しいまちづくりに取り組もうと一部を改正するものであります。第 1 条では「空き缶等及び吸殻等の投棄」を「ごみ等のポイ捨て」、「犬」を「犬等の愛玩動物」に又、これを受け第 2 条では、第 1 条で改正した字句にそった定義を修正追加しております。第 4 条から第 7 条、及び第 10 条においても同様に字句の統一を図りました。第 8 条では、飼い主の責務に代え、飼育対象を犬だけでなく、広く愛玩動物を対象とするとともに、飼育管理に関する事項を追加させていただきました。以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。宜しくご審議の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之） 提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第 11 議案第 8 号 定住自立圏形成協定の変更についてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一） 議案第8号 定住自立圏形成協定の変更について、提案理由を申し上げます。

本議案は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきまして、1点目は、高齢者の在宅生活の支援に必要な体制を整備するためには、在宅医療と介護を一体的に提供することが求められることから、協定書の「生活機能の強化にかかる政策分野」のうち「医療体制の確保」欄に「在宅医療・介護連携の推進」にかかる内容を追加しようとするものであります。2点目は、新たな地域経済の担い手を創出するためには、創業の促進が求められることから「生活機能の強化に係る政策分野」のうち「商工業の振興」欄に「創業に関する支援」にかかる内容を追加しようとするものであります。なお、補足説明は省略させていただきます。

○議長（中瀬 信之） 提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第12 議案第9号 平成28年度 玉城町一般会計補正予算（第5号）ないし、日程第22 議案第19号 平成28年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題にします。町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一） 議案第9号 平成28年度玉城町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2130万4000円を減額し、予算総額を60億3181万円とするものであります。その概要を申し上げますと、歳入につきましては、固定資産税現年課税分、ふるさと応援寄付金を収入実績により増額計上しております。

歳出につきましては、総務費で財政調整基金、ふるさと応援基金などへの積立金、商工費でふるさと寄付金報償費を増額計上しております。また教育費では、有田小学校下水道接続工事請負費を増額計上しております。この他、決算見込みから精査等を行ったことによります補正をしております。

次に、繰越明許費の補正でございます。土木費・道路橋梁費で繰越額の増額他7事業の繰越明許をお願いしたいと存じます。なお、詳細は、副町長から説明させます。

次に、議案第10号 平成28年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精査に基づき、各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出それぞれ498万4000円を減額し、予算総額を19億4896万8000円とするものであります。なお、詳細は、生活福祉課長から説明させます。

次に、議案第 11 号 平成 28 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額増減なしとし、2898 万 6000 円といたしました。その内容につきましては、歳入で事業補助金 1 万 9000 円を減額し、一般会計繰入金で 1 万 9000 円の増額によるものです。なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第 12 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精査に基づき、各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出それぞれ 917 万 5000 円を減額し、予算総額を 1 億 1783 万 8000 円とするものであります。なお、詳細は、産業振興課長から説明させます。

次に、議案第 13 号 平成 28 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精査に基づき、歳入で分担金の減額、使用料の減額、繰越金の増額で差引 9 万円を増額し、歳出でも同額の 9 万円を増額して、予算総額を 7254 万 7000 円とするものであります。なお、詳細は、上下水道課長から説明させます。

次に、議案第 14 号 平成 28 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精査に基づき、各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出それぞれ 106 万 4000 円を減額し、予算総額を 14 億 3449 万円とするものであります。なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明させます。

次に、議案第 15 号 平成 28 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、広域連合の納付金の精算による増額が主なもので、歳入歳出それぞれ 656 万 7000 円を増額し、予算総額を 2 億 7295 万 1000 円とするものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明させます。

次に、議案第 16 号 平成 28 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、年度末の精査に基づき、業務予定量及び予算の調整を行うもので、収益的収支において、収入で 2385 万 6000 円の増額をして事業収益予算総額を 6 億 3689 万 2000 円とし、支出で 2671 万 3000 円の減額をして事業費用予算総額を 6 億 8472 万 5000 円とするものであります。なお、詳細は、病院老健事務局長から説明させます。

次に、議案第 17 号 平成 28 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、年度末の精査に基づき、給水量の増加による業務の予定量の補正と予算の調整を行うもので、収益的収支において、収入では、営業収益で 329 万 2000 円の増額をして事業収益予算総額を 3 億 2643 万円とし、支出では営業費用で 298 万 1000 円の減額、営業外費用で 117 万 4000 円の増額、差引き 180 万 7000 円を減額して事業費用予算総額を 2 億 8160 万 7000 円とするものです。

また、資本的収支において、収入では、分担金で 506 万 2000 円の増額、繰入金で 59 万 6000 円の減額、差引き 446 万 6000 円を増額して、収入予算総額を 1373 万 9000 円とし、支出では建設改良費で 1463 万 7000 円を減額して、支出予算総額を 1 億 2645 万 5000 円とするものであります。なお、詳細は、上下水道課長から説明させます。

次に、議案第 18 号 平成 28 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精査に基づき、年間予算の調整をいたすものであります。収益的収支において、収入では、施設事業収益で 371 万 3000 円の増額をして事業収益予算総額を 3 億 7773 万 7000 円とし、支出では、施設事業費用で 2149 万 5000 円の減額をして事業費用予算総額を 3 億 7930 万 9000 円とするものであります。なお、詳細は、介護老健施設所長から説明させます。

次に、議案第 19 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の精査に基づき、排水量の増加等に伴う業務の予定量の補正と予算の調整を行うもので、収益的収支において、収入では、営業収益で 309 万 4000 円の増額、営業外収益で 1880 万 8000 円の減額、差引き 1571 万 4000 円を減額して、事業収益予算総額を 3 億 7282 万 4000 円とし、支出では、営業費用で 745 万 3000 円の減額、営業外費用で 8 万円の増額で差引き 737 万 3000 円の減額とし、事業費用予算総額を 5 億 481 万 9000 円とするものです。また、資本的収支において、収入では、企業債で 1380 万円の減額、補助金で 1298 万 1000 円の減額、負担金で 982 万円の増額で差引き 1696 万 1000 円の減額とし、支出では、建設改良費で同額の 1696 万 1000 円を減額して、予算総額を 4 億 6255 万円とするものです。なお、詳細は、上下水道課長から説明させます。

○議長（中瀬 信之） 副町長 小林 一雄

○副町長（小林 一雄） 議案第 9 号 平成 28 年度 玉城町一般会計補正予算（第 5 号）につきまして補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野 公啓君

○生活福祉課長（西野 公啓） 所管いたします3つの特別会計について補足説明を申し上げます。

まず、議案第10号 平成28年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

次に、議案第14号 平成28年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

次に、議案第15号 平成28年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（中瀬 信之） 提案理由の途中ですが、ここで10分間の休憩をします。

（10時02分 休憩）

（10時14分 再開）

○議長（中瀬 信之） 再開します。

産業振興課長 中世古憲司君

○産業振興課長（中世古憲司） それでは、産業振興課が所管いたします、議案第12号 平成28年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第3号）について補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（中瀬 信之） 上下水道課長 中西 豊君

○上下水道課長（中西 豊） 所管いたします3議案について補足説明をいたします。

まず、議案第13号 平成28年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

続いて、議案第17号 平成28年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

続いて、議案第19号 平成28年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）につい

て、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長(中瀬 信之) 病院老健事務局長 田村 優君

○病院老健事務局長(田村 優) それでは所管いたします議案第16号 平成28年度玉城町病院事業会計補正予算(第1号)につきまして、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長(中瀬 信之) 老人保健施設所長 藤川 健

○老人保健施設所長(藤川 健) それでは、所管いたします議案第18号 平成28年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長(中瀬 信之) 提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第23 議案第20号 平成29年度 玉城町一般会計予算、ないし、日程第33 議案第30号 平成29年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一

○町長(辻村 修一) 議案第20号 施政方針に基づきます平成29年度当初予算案について、提案説明を申し上げます。

まず、国の平成29年度予算は、「経済・財政再生計画」の2年目に当たる予算であり、現下の重要な課題に的確に対応しつつ、経済再生と財政健全化の両立を実現するものとしています。

本町の一般会計予算につきましても、こうした国の動向を踏まえ、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、平成29年度当初予算を策定いたしました。

一般会計予算の総額は、54億600万円で、前年度当初予算比で2億8300万円の減額、率にして5.0%の減額となっております。前年度よりも減額となりました主な要因としては、法人町民税の減額、各交付金の減額、ふれあいホール関係の工事請負費で約8000万円皆減、山村振興事業特別会計繰出金で約5000万円、道路整備事業費で約1億1000万円減額したことなどによるものでございます。

それでは、歳入の主なものから説明いたします。

町税では、前年度当初予算と比較して金額で2559万9000円の減額、率にして1.3%減の19億6964万円を計上しております。減額の主な要因は法人町民税の減額ですが、固定資産税は新築家屋への新規課税のため増額となっております。譲与税及び交付金では、過去の実績と国の平成29年度地方財政計画を踏まえ見込んだものです。分担金及び負

担金では、前年度当初予算と比較して金額で433万7000円の減額、率にして3.5%減の1億2千92万9000円を計上しています。減額の主な要因は保育料の減額ですが、これは法改正による、保育料算定方法見直等のため、減額となっております。

国庫支出金では、前年度当初予算と比較して金額で1億3510万8000円の減額、率にして23.5%減の4億4050万2000円を計上しています。減額の主な要因は臨時福祉給付金事業費の皆減や道路整備事業国庫補助金等の減額によるものです。

ふるさと応援寄付金では、前年度同様の約5000万円を計上しています。繰入金では、主に財源調整による財政調整基金、ふるさと応援基金からの繰入額を計上しています。繰越金では、前年同様の3000万円を計上しています。

続きまして、歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。

総務費で、前年度当初予算と比較して金額で549万1000円の減額、率にして0.9%減の5億8192万5000円を計上いたしました。減額の主な要因は、伊勢鉄道負担金の皆減によるものです。

民生費で、前年度当初予算と比較して金額で5144万2000円の減額、率にして2.5%減の20億2076万2000円を計上いたしました。減額の主な要因は、年金生活者等支援臨時福祉給付金、ふれあいホール関係の工事費請負費、児童クラブ室施設建設工事請負費の皆減によるものです。

衛生費で、前年度当初予算と比較して金額で115万8000円の増額、率にして0.3%増の3億6731万9000円を計上いたしました。産後ケア事業、新生児聴覚スクリーニング検査費補助事業の予算を新規に計上いたしました。

農林水産費で、前年度当初予算と比較して金額で2070万2000円の減額、率にして5.4%減の3億6160万2000円を計上いたしました。減額の主な要因は、伊勢地域農業共済事務組合解散に伴う負担金の皆減、農村地域防災減災事業補助金の減によるものです。

商工費で、前年度当初予算と比較して金額で5815万2000円の減額、率にして39.4%減の8938万3000円を計上いたしました。減額の主な要因は、山村振興事業特別会計への繰出金の減によるものです。

土木費で、前年度当初予算と比較して金額で1億2970万9000円の減額、率にして36.0%減の2億3103万6000円を計上いたしました。減額の主な要因は、道路維持補修道路改良等工事請負費の減によるものです。

消防費で、前年度当初予算と比較して金額で959万6000円の増額、率にして3.7%増の2億7096万9000円を計上いたしました。増額の主な要因は、公衆無線LAN環境整備工事請負費の増によるものです。

教育費で、前年度当初予算と比較して金額で63万5000円の減額、率にして0.2%減の4億505万4000円を計上いたしました。主な要因は、外国語指導助手の増員、発掘調査事業の増額、町営プール塗装工事請負費の計上、田丸城跡石垣修復工事請負費の減

によるものです。

公債費で、前年度当初予算と比較して金額で25万4000円の増額、率にして0.1%増の4億2668万4000円を計上いたしました。

諸支出金で、前年度当初予算と比較して金額で2740万2000円の減額、率にして4.9%減の5億2877万3000円を計上いたしました。減額の主な要因は、介護老人保健施設事業への繰出金の減によるものです。なお、詳細は、副町長から説明させます。

議案第21号 平成29年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成29年度の予算につきましては、歳入歳出予算総額をそれぞれ17億5863万8000円とし、前年度当初予算と比較して、6.1%の減となっております。

保険給付費については、前年度当初予算と比較して、7.7%減の9億9770万3000円と見込んでいます。平成29年度も、特定健診、ガン検診の受診率の向上に努めるとともに、特定保健指導に積極的に取り組み、医療費の適正化に努めてまいります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明させます。

次に、議案第22号 平成29年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成29年度の予算につきましては、歳入歳出予算総額をそれぞれ79万8000円としております。その主な内容といたしましては、歳入では、諸収入で55万2000円とし、歳出では、公債費で55万7000円を計上しております。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第23号 平成29年度玉城町山村振興事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成29年度の予算につきましては、アスパア玉城の管理運営に関する事業予算として、歳入歳出予算総額をそれぞれ5387万2000円とし、前年度当初予算と比較して、47.4%の減となっております。

今回は前年度実施しました、ふれあいの館の浴室および給湯設備改修を契機に今後も農村地域資源を活用し、農村の活性化を図るための施設としてご利用いただけるよう創意工夫を凝らし、サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

なお、詳細は、産業振興課長から説明させます。

次に、議案第24号 平成29年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

平成29年度の予算につきましては、歳入歳出予算総額をそれぞれ8101万7000円と

し、歳入では主に使用料、国庫補助金、繰入金を見込み、歳出では施設の更新計画にかかる機能診断調査業務、処理場の維持管理経費、償還金等を計上しました。

なお、詳細は、上下水道課長から説明させます。

次に、議案第 25 号 平成 29 年度玉城町介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成 29 年度の予算につきましては、第 6 期介護保険事業計画に基づき歳入歳出予算総額をそれぞれ 14 億 8166 万 7000 円とし、前年度当初予算と比較して 6.2%の増となっております。

地域の介護力づくりに積極的に取り組むとともに、計画期間の最終年度となることから、第 7 期計画の策定にあたってまいります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明させます。

次に、議案第 26 号 平成 29 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成 29 年度の予算につきましては、歳入歳出予算総額をそれぞれ 2 億 7115 万 8000 円としております。

被保険者数の増加により、前年度当初予算と比較いたしまして、2.1%の増となっております。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明させます。

次に、議案第 27 号 平成 29 年度玉城町病院事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

全国的に人口減少地域の増加、中山間地域の地域医療崩壊、自治体病院の経営危機が叫ばれ、それらの地域における医師不足、地域間の医療格差が顕著化しており、財政基盤も決して強くない地域にあつて自治体病院を運営することは非常に厳しい状況となっております。

そのような状況の中、玉城病院は、保健・福祉・介護の拠点施設として、関係機関と連携しながら治療のみならず健康づくりなどの保健サービス、在宅ケア、リハビリテーション、福祉介護サービスを総合的・一体的に展開して、特に高齢化社会に対応した地域包括医療・ケアを実践しているところであります。

病院長はじめスタッフ一同で、患者サービスの向上に努めるとともに、さらなる効率化、健全経営に努めてまいります。

平成 29 年度予定は、業務の予定量として、外来患者総数は、1 日 100.0 人、年間延べ 24,400 人を予定し、また、入院患者数につきましては、療養病床で、年間延べ患者数を 17,520 人、病床利用率 96%を見込み、収益的収入及び支出に所要の経費としてお

ります。

収益的収支でございますが、収入で5億9995万8000円、支出で7億1053万2000円を計上しております。

次に資本的収支でございますが、収入では企業債等で5669万7000円を見込み、支出では企業債償還金を主なものとして6614万6000円を計上し、不足する額944万9000円は過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものです。

なお、詳細は、病院老健事務局長から説明させます。

次に、議案第28号 平成29年度玉城町水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

上水道は、日常生活や社会経済活動を支える重要な役割を担っており、近年は社会情勢や生活様式の変化などにより水道に対するニーズも多様化してきています。

こうした状況の中、施設の適正な維持管理による安心・安全な水道水の供給を行い、今後も強靱で持続できるサービスの確保に努めて参りたいと考えております。

収益的収支でございますが、収入で3億2131万4000円、支出で2億9416万6000円を予定しています。

年間給水量は202万立方メートルを見込み、収入における営業収益で2億9899万5000円を計上しています。また営業外収益では、長期前受金戻入、受取利息及び配当金など、2231万9000円を計上しております。

支出においては、営業費用で2億6543万6000円、営業外費用で1843万6000円、特別損失で29万4000千円、予備費として1000万円を計上しており、収支差額2714万8000円の経常利益を見込んでいます。

次に資本的収支でございますが、収入では 分担金、繰入金により546万4000円を見込み、支出では、配水管更新工事費を含めた新設改良費、固定資産購入費及び償還金を合わせて1億3179万5000円を計上しています。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億2633万1000円については、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

なお、詳細は、上下水道課長から説明させます。

次に、議案第29号 平成29年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

この事業におきましては、先の病院事業にて申しあげました「地域包括医療ケア」における介護・在宅サービス部門であり、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることが出来るよう取り組み、そして、住民の皆さんに必要とされる施設となるようサービスの向上と職員の研鑽を深め、年間を通じて経営の安定化に努めてまいります。

さて、平成 29 年度の予定は、業務の予定量として、短期を含む施設利用者を年間 1 万 8250 人、通所リハビリ利用者年間 5852 人、訪問看護利用者年間 4148 人、訪問介護利用者年間 4514 人、居宅介護支援利用者年間 1800 人を見込み、収益的収入及び支出に所要の経費を予定しています。

収益的収支でございますが、収入で 3 億 7415 万 9000 円、支出で 3 億 9714 万 1000 円を計上しております。

次に資本的収支でございますが、収入では 1235 万 2000 円、支出では 2027 万 9000 円で、不足する額 792 万 7000 円は過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものです。

なお、詳細は、介護老健施設所長から説明させます。

次に、議案第 30 号 平成 29 年度玉城町下水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全に必要な不可欠な生活基盤の根幹を支える重要な施設です。

年々、供用開始の区域が拡大され、農業集落排水を含んだ平成 28 年度末での本町の下水道普及率は、90 パーセントを上回る見込みです。平成 29 年度はさらに整備を進め、下田辺地区における管渠工事と、公園通り区ほかの舗装復旧工事を計画しています。

収益的収支でございますが、収入で 4 億 2871 万円、支出で 5 億 4392 万 7000 円を予定しており、年間総排水量を 108 万 6850 立方メートルと見込み、収入における営業収益で 1 億 896 万 6000 円を計上しています。また、営業外収益では補助金、長期前受金戻入、消費税還付金など 3 億 1974 万 4000 円を計上しています。支出においては、営業費用で 4 億 4675 万 8000 円、営業外費用で 9707 万 1000 円、特別損失で 9 万 8000 円を計上しています。

次に、資本的収支でございますが、収入では企業債、補助金、負担金等を合わせて 4 億 2735 万 8000 円を見込み、支出では委託料、工事請負費、宮川流域下水道事業負担金などを含めた建設改良費、企業債にかかる償還金を合わせて収入と同額の 4 億 2735 万 8000 円を計上しています。

なお、詳細は、上下水道課長から説明させます。

以上よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中瀬 信之） 副町長 小林 一雄

○副町長（小林 一雄） 議案第 20 号 平成 29 年度 玉城町一般会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（中瀬 信之） 提案理由の途中ですが、ここで 10 分間の休憩をします。

(11:20 休憩)

(11:30 再開)

○議長(中瀬 信之) 再開します。休憩前に引き続き、提案説明を続けます。

生活福祉課長 西野 公啓君

○生活福祉課長(西野 公啓) 所管いたします3議案について補足説明を申し上げます。

まず、議案第21号 平成29年度玉城町国民健康保険特別会計予算について補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

次に、議案第25号 平成29年度玉城町介護保険特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

次に、議案第26号 平成29年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長(中瀬 信之) 産業振興課長 中世古憲司君

○産業振興課長(中世古憲司) 産業振興課が所管いたします議案第23号 平成29年度玉城町山村振興事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長(中瀬 信之) 上下水道課長 中西 豊君

○上下水道課長(中西 豊) それでは、所管いたします3議案について補足説明をいたします。

まず、議案第24号 平成29年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

続きまして、議案第28号 平成29年度玉城町水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

続きまして、議案第30号 平成29年度玉城町下水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長（中瀬 信之） 病院老健事務局長 田村 優君

○病院老健事務局長（田村 優） それでは所管いたします議案第 27 号 平成 29 年度玉城町病院事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（中瀬 信之） 老人保健施設所長 藤川 健

○老人保健施設所長（藤川 健） それでは、所管いたします議案第 29 号 平成 29 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（中瀬 信之） 提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

明日 9 日は、午前 9 時から本会議を開き、

町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

（12 時 25 分 散会）